

グループホーム くすのき園 重要事項説明書

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

1. 事業主体概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈童会
- (2) 法人所在地 三重県鈴鹿市若松西六丁目28番18号
- (3) 電話番号 059-385-3100
- (4) 代表者氏名 理事長 北野 真弘
- (5) 設立年月日 昭和56年2月18日
- (6) 法人の理念 「慈しむ心を育む」 地域の中で「その人らしさ」を失うことなく、尊厳ある生活を共に創造していきます。

2. ご利用事業所の概要

- (1) 施設の名称 グループホーム くすのき園
介護保険事業所番号：鈴鹿市指定 第2490300221号
- (2) 施設の所在地 三重県鈴鹿市上箕田町2638番8
- (3) 管理者の氏名 鈴木 あおい
- (4) 開設年月日 平成30年4月1日
- (5) 電話番号 059-385-7550
- (6) ファックス 059-385-7200

3. ご利用施設で合わせて実施する事業

- (1) 介護老人福祉施設 三重県指定 第2470300282号 利用定数 80人
- (2) (介護予防)短期入所生活介護事業 三重県指定 第2470300472号 利用定数 10人
- (3) 通所介護事業 三重県指定 第2470300464号 利用定数 35人/日
- (4) 介護予防・日常生活支援事業 通所介護事業 鈴鹿市指定 第24A0300848号
利用定数 通所介護事業と併せて 35人/日
- (5) 訪問介護事業 三重県指定 第2470300365号
- (6) 介護予防・日常生活支援事業訪問介護事業 鈴鹿市指定 第24A0300426号
- (7) 居宅介護事業 三重県指定 第2410300129号
- (8) 居宅介護支援事業 三重県指定 第2470300100号
- (9) 鈴鹿第4地域包括支援センター『わかたけ』
- (10) 鈴鹿第4介護予防支援事業 鈴鹿市指定 第2400300071号
- (11) (介護予防)認知症対応型通所介護事業 鈴鹿市指定 第2490300312号 利用定員 3人/日
- (12) 認知症総合支援事業

4. 事業の目的と運営方針

- (1) 事業の目的 要介護者である認知症の方に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、共同生活住居において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常

生活上の世話をを行うことにより、利用者が有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

- (2) 事業の運営方針
1. 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるよう利用者の心身の状況を踏まえて介護サービスを行う。
 2. 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

5. 施設の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。グループホームの居室は、個室になります。なお、全体での居室内容は以下の通りです。

居室・設備の種類	室数
個室 (10.01 m ²)	9 室
ダイニング	1 室
リビング	1 室
台所	1 室
浴室	1 室
脱衣室	1 室
洗濯室	1 室
物干しスペース	1 室
事務所	1 室
多目的ホール	1 室
便所	5 カ所

(2) 職員の配置状況

〈主な職員の配置〉

職種	員数	区分		常勤換算後	保有資格
		常勤	非常勤		
管理者	1	1(兼務)		1	社会福祉士・精神保健福祉士 介護福祉士・社会福祉主事
計画作成担当者	1	1(兼務)		1	介護支援専門員・介護福祉士
介護職員	10	6	4	8.7	介護福祉士・介護職員実務者研修 修了者・認知症ケア専門士・認知 症介護実践者研修修了・認知症介 護リーダー研修・ヘルパー2級等
看護師	1		1(兼務)	0.3	正看護師
管理栄養士	1	1(兼務)		0.1	管理栄養士

〈主な職員の勤務体制〉

- 早番： 7：00～16：00 1名
 日勤： 8：00～17：00 1名以上
 遅番： 13：00～19：30 1名以上
 夜勤： 16：00～ 9：00 1名

6. 当施設が提供するサービスの概要

(1) 食事時間

朝食 7時30分 昼食 12時 夕食 18時

(2) 日常生活上の援助

食事、入浴、排泄、離床、着替え、整容等、日常生活のお世話をいたします。

(3) 健康管理

ご利用者の健康状態を把握と健康保持に努めるとともに、医療を必要とする場合は、ご利用者、又はご家族の希望により受診して頂きます。

(4) 機能訓練

ご利用者の心身機能の維持、日常生活動作の自立・改善を目的として、生活の一部として機能訓練を行います。また、レクリエーションや趣味活動等、楽しみながら参加できるよう工夫します。

(5) 相談及び援助

ご利用者やご家族からの様々な相談に応じます。

7. 利用料等

(1) 介護保険給付費用

【1割負担の方】

	1日当たりの単位数(注1)	1日当たりの自己負担額	30日当たりの自己負担額(注2) 備考
要支援 2	761 単位	781 円	23,430 円
要介護 1	765 単位	785 円	23,550 円
要介護 2	801 単位	822 円	24,660 円
要介護 3	824 単位	846 円	25,380 円
要介護 4	841 単位	863 円	25,890 円
要介護 5	859 単位	882 円	26,460 円
初期加算	30 単位	30 円	9,240 円 入居後、再入所後のみ
入院時費用	246 単位	252 円	1月に6日を限度に所定単位数に代えて算定
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位	22 円	介護福祉士の占める割合が70%以上、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
医療連携体制加算 (I)	39 単位	40 円	事業所の職員である看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、又、重度化した場合の指針を定めている。
口腔衛生管理加算	30 単位/月	30 円/月	歯科医師または歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言・指導を行う。
栄養管理体制加算	30 単位/月	30 円/月	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行っている。
生活機能向上連携加算	200 単位/月	205 円/月	訪問・通所リハビリテーションの理学療法士が訪問して個別機能訓練計画に基づき、実施。
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	41 円/月	自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供を推進するため、LIFEを用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAのケアの質向上を図る。

生産性向上推進 体制加算Ⅱ	10 単位 / 月	10 円 / 月	見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上の取組を行い、定期的に開催する委員会で業務改善や安全対策を講じるとともに、実績データを厚生労働省に報告する。
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120 単位 / 月	123 円 / 月	入居者のうち、日常生活に対する注意が必要な認知症の者が2分の1以上あり、認知症介護の専門的な研修を受けた職員がチームを組んで認知症の行動・心理症状に対応するケアの評価・見直しを行っている。
口腔・栄養 スクリーニング加算	20 単位 / 回	20 円 / 回	従業者が利用開始時及び6か月ごとに口腔の健康状態、及び栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供する。
若年性認知症 利用者受入加算	120 単位	123 円	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を受け入れた場合
退去時相談援助加算	400 単位 / 回	410 円 / 回	入居期間1か月以上の利用者が、退去後に居宅サービス等を利用するとなった際、退去後の生活についての相談に応じた場合
退所時情報提供加算	250 単位 / 回	256 円 / 回	入居者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合
看取り介護加算1	72 単位	73 円	死亡日以前31日以上45日以下
看取り介護加算2	144 単位	147 円	死亡日以前4日以上30日以下
看取り介護加算3	680 単位	698 円	死亡日以前2日または3日
看取り介護加算4	1,280 単位	1,314 円	死亡日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(1月の所定単位数×186 / 1,000)		

※（注1）単位当たり、10.27円

※（注2）介護報酬の計算方法が、小数点以下切捨てのため利用日数により金額が違ったりします。

【2割負担の方】

	1日当たりの単位数（注1）	1日当たりの自己負担額	30日当たりの自己負担額（注2） 備考
要支援2	761 単位	1,563 円	46,890 円
要介護1	765 単位	1,571 円	47,130 円
要介護2	801 単位	1,645 円	49,350 円
要介護3	824 単位	1,692 円	50,760 円
要介護4	841 単位	1,727 円	51,810 円
要介護5	859 単位	1,764 円	52,920 円
初期加算	30 単位	61 円	1,830 円 入居後、再入所後のみ
入院時費用	246 単位	505 円	1月に6日を限度に所定単位数に代えて算定
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	22 単位	45 円	介護福祉士の占める割合が70%以上、 勤続10年以上の介護福祉士が25%以上

医療連携体制加算 (I)	39 単位	80 円	事業所の職員である看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、又、重度化した場合の指針を定めている。
口腔衛生管理加算	30 単位/月	61 円/月	歯科医師または歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言・指導を行う。
栄養管理体制加算	30 単位/月	61 円/月	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行っている。
生活機能向上連携加算	200 単位/月	410 円/月	訪問・通所リハビリテーションの理学療法士が訪問して個別機能訓練計画に基づき、実施。
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	82 円/月	自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供を推進するため、LIFE を用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAのケアの質向上を図る。
生産性向上推進体制加算 II	10 単位/月	20 円/月	見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上の取組を行い、定期的開催する委員会で業務改善や安全対策を講じるとともに、実績データを厚生労働省に報告する。
認知症チームケア推進加算 II	120 単位/月	123 円/月	入居者のうち、日常生活に対する注意が必要な認知症の者が2分の1以上で、認知症介護の専門研修を受けた職員がチームを組んで認知症の行動・心理症状に対応するケアを行っている。
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位/回	205 円/回	従業者が利用開始時及び6か月ごとに口腔の健康状態、及び栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供する。
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	246 円	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を受け入れた場合
退去時相談援助加算	400 単位/回	821 円/回	入居期間1か月以上の利用者が、退去後に居宅サービス等を利用するとなった際、退去後の生活についての相談に応じた場合
退所時情報提供加算	250 単位/回	513 円/回	入居者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合
看取り介護加算 1	72 単位	147 円	死亡日以前 31日以上45日以下
看取り介護加算 2	144 単位	295 円	死亡日以前 4日以上30日以下
看取り介護加算 3	680 単位	1,396 円	死亡日以前 2日または3日
看取り介護加算 4	1,280 単位	2,629 円	死亡日
介護職員等処遇改善加算 I	(1月の所定単位数×186/1,000)		

※（注1）単位当たり、10.27円

※（注2）介護報酬の計算方法が、小数点以下切捨てのため利用日数により金額が違ったりします。

【3割負担の方】

	1日当たりの単位数（注1）	1日当たりの自己負担額	30日当たりの自己負担額（注2） 備考
要支援 2	761 単位	2,344 円	70,320 円
要介護 1	765 単位	2,356 円	70,680 円
要介護 2	801 単位	2,467 円	74,010 円

要介護 3	824 単位	2,538 円	76,140 円
要介護 4	841 単位	2,591 円	77,730 円
要介護 5	859 単位	2,646 円	79,380 円
初期加算	30 単位	92 円	2,760 円 入居後、再入所後のみ
入院時費用	246 単位	757 円	1月に6日を限度に所定単位数に代えて算定
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位	67 円	介護福祉士の占める割合が70%以上、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
医療連携体制加算 (I)	39 単位	120 円	事業所の職員である看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、又、重度化した場合の指針を定めている。
口腔衛生管理加算	30 単位 / 月	92 円 / 月	歯科医師または歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言・指導を行う。
栄養管理体制加算	30 単位 / 月	92 円 / 月	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行っている。
生活機能向上連携加算	200 単位 / 月	616 円 / 月	訪問・通所リハビリテーションの理学療法士が訪問して個別機能訓練計画に基づき、実施。
科学的介護推進体制加算	40 単位 / 月	41 円 / 月	自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供を推進するため、LIFEを用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAのケアの質向上を図る。
生産性向上推進体制加算 II	10 単位 / 月	30 円 / 月	見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上の取組を行い、定期的開催する委員会で業務改善や安全対策を講じるとともに、実績データを厚生労働省に報告する。
認知症チームケア推進加算 II	120 単位 / 月	369 円 / 月	入居者のうち、日常生活に対する注意が必要な認知症の者が2分の1以上あり、認知症介護の専門的な研修を受けた職員がチームを組んで認知症の行動・心理症状に対応するケアの評価・見直しを行っている。
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位 / 回	61 円 / 月	従業者が利用開始時及び6か月ごとに口腔の健康状態、及び栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供する。
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	369 円	若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を受け入れた場合
退去時相談援助加算	400 単位 / 回	1,232 円 / 回	入居期間1か月以上の利用者が、退去後に居宅サービス等を利用するとなった際、退去後の生活についての相談に応じた場合
退所時情報提供加算	250 単位 / 回	770 円 / 回	入居者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合
看取り介護加算 1	72 単位	221 円	死亡日以前31日以上45日以下
看取り介護加算 2	144 単位	443 円	死亡日以前4日以上30日以下
看取り介護加算 3	680 単位	2,095 円	死亡日以前2日または3日
看取り介護加算 4	1,280 単位	3,943 円	死亡日
介護職員等处遇改善加算 I	(1月の所定単位数×186 / 1,000)		

(2) 介護保険給付外の利用金額

① 滞在費

区 分	内 訳	月額：30日
家賃	(月額)	40,000 円
管理費	(月額)	8,000 円
食費	朝食 430 円・昼食 630 円 おやつ 100 円・夕食 500 円	1日：1,660 円 1月：49,800 円
空調管理費	(月額)	6,000 円
光熱水費	(月額)	12,000 円
寝具貸出料	(月額) 〈持ち込み可〉	3,000 円
洗濯代	(毛布等不可)	3,000 円
その他	おむつ、教養娯楽費、理美容代等	実費相当分
※保証金	入居時	150,000 円

※保証金は、居室内の清掃費や修繕費、滞納した家賃等に充填させていただき、退却時に清算し償却後の残額を返金致します。返金額は以下のとおりです。

- ・入居期間が1年未満の場合…居室のクリーニング代・修復費用を引いた額
- ・入居期間が1年以上2年未満の場合…10万円を返金
- ・入居期間が2年以上3年未満の場合…5万円を返金
- ・入居期間が3年以上の場合 … 返金なし

※途中入居の場合は、日割りと計算となります。また、外泊時の食事代は日割りとなります。

② 送迎費用について

ご利用者やご家族の希望により、事業所職員が外出や受診の送迎及び付き添いを行う場合は、下記の通り費用がかかります。

鈴鹿市・四日市市楠町内	：	1回につき、	2,000円
その他の地域	：	1回につき、	3,500円

8. 衛生管理等

- ・利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生管理に努め、必要な措置を講じます。
- ・感染症の予防およびまん延防止の対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底します。
- ・事業所に於ける感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備し、また、従業者に対し、定期的に研修及び訓練を実施します。

9. 身体拘束

利用者に対して、身体拘束は行いません。ただし自傷他害などのおそれがある場合等、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時には、利用者・家族の同意を得たうえで、①緊急性 ②非代替性 ③一時性、であることに留意したうえで、身体拘束の内容、目的、時間、経過観察や検討内容を記録に残し、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

また、身体的拘束適正化委員会を3ヶ月に1回以上開催し、従業者に周知徹底します。

10. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者は施設長とします。
- (2) 虐待防止に関する担当者を選定します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 虐待防止のための指針を整備します。
- (5) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、それらの研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。

11. 非常災害対策

非常災害に備えるため、消防計画等に基づき避難・通報及び消火訓練を、年 2 回以上実施します。地域の方との連携や、夜間を想定した訓練も実施します。火元危険防止のため防火管理者を中心に自主的に点検を行い、また、非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼し、常に有効に保持するように努めます。

12. 事故発生時の対応

事故が発生した場合、必要な処置を適切かつ速やかに行い、利用者のご家族、自治体や保険者に報告を行います。

13. 業務継続計画の策定

当グループホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期業務再開のための計画を策定し、事業継続計画に従い必要な措置を講じます。職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更します。

14. 当施設利用の留意事項

(ご面会について)

- ・面会時間は、急用以外は午前 8 時から午後 7 時までの間をお願いします。
- ・感染症流行時期の、面会を制限させていただく場合があります。

(外出)

- ・外出を希望される場合は、職員への連絡をお願い致します。

(持ち込み品)

- ・居室に入る範囲内で使い慣れた日地上の品物をお持ちください。

(迷惑行為等)

- ・騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。

(宗教活動・政治活動)

- ・他の利用者のご迷惑にならない範囲であれば自由です。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

グループホーム くすのき園

説明者職名

氏名

印

同意書

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

【ご利用者】

住所

氏名

印

【代理人】

住所

氏名

印